

各県立学校長 様

健康体育課長

「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の実施等における
保健管理等の充実について」の一部改正について（通知）

このことについて、令和3年2月12日付け教健第679号「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の実施等における保健管理等の充実について」の一部改正について（依頼）により御対応いただいているところですが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」をはじめ、その他通知に基づき、内容を整理し、一部改正することとしました。

つきましては、貴校職員に周知し保健管理体制を再確認するとともに、引き続き感染症対策を徹底するようお願いいたします。

また、今回、示した内容については、令和3年8月6日時点のものであり、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国の方針等に鑑みて、変更の可能性もある旨申し添えます。

記

1 概要

新型コロナウイルス感染症については、現在、新たな変異株（デルタ株）の感染数が増加しており、今後置き換わりが進むことが懸念されていることから、新型コロナウイルス感染症対策を一層徹底していくことが必要な状況にあります。

これまでの学校における新型コロナウイルス感染症の感染事例の分析等から、学校等における感染症対策について、適宜、見直しが行われ、文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」令和2年6月5日事務次官通知（令和3年2月19日改訂）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下、「衛生管理マニュアル」）により、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していくための指針と「新しい生活様式」を導入した学校の衛生管理に関する具体的な事項が示され

ています。学校においては、「衛生管理マニュアル」を踏まえて、令和3年5月11日付け教高第110号、教特第76号、教健第133号「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動について（通知）」及びその他各課からの関連通知を確認した上で、引き続き、地域の感染状況を踏まえた感染症対策の徹底をお願いします。

変異株については、従来株と比較すると子どもへの感染力が強い可能性があるため、児童生徒への影響について注視していく必要があります。学校では、引き続き、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には、登校・出勤しないことの徹底や屋外においても十分な感染症対策を講じるなど、「3つの密」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが求められています。教育活動の実施等における保健管理の充実についても、校内及び学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を再確認し、各学校や地域の実情に応じて適切に対応していくことが必要となります。併せて、「衛生管理マニュアル」を踏まえて、地域の感染レベルに応じた感染症対策が適切にとれているか、改めて確認の上、徹底をお願いします。

2 改正点について

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>1 (1) 登校前の健康観察について、家庭の協力を得て実施を徹底するよう指導するとともに、健康観察カード等を活用して、健康状態を確認する体制を整える。</p> <p>④ 登校前の健康観察の結果、発熱等の風邪の症状がある場合には、学校保健安全法第19条により「出席停止」とし、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。</p> <p>1 (3) 以下のような症状がある場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児科医療機関等に電話等で相談するよう、家庭に周知する。</p> <p>1 (4)② 児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の「出席停止」とする。</p> | <p>1 (1) 登校前の健康観察について、家庭の協力を得て実施を徹底するよう指導するとともに、健康観察カード等を活用して、<u>児童生徒及び同居家族</u>の健康状態を確認する体制を整える。</p> <p>④ 登校前の健康観察の結果、発熱等の風邪の症状がある場合には、<u>登校しないことを徹底し、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」の措置を取り</u>、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。</p> <p>1 (3) 以下のような症状がある場合は、すぐに「<u>発熱等受診相談センター</u>」やかかりつけ小児科医療機関等に電話等で相談するよう、家庭に周知する。</p> <p>1 (4)② 児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の「出席停止」とする。 <u>(保健所等から自宅待機期間等の指示があ</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>1 (5) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、長期に渡る臨時休業による生活の変化等から心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在することが考えられる。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応できるよう、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどの学校体制を整える。</p> <p>2 (2)① 学校における施設の消毒については、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を中心に、1日1回以上、次亜塩素酸ナトリウム等を利用した消毒を行う。新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた清掃活動をこれに代替することも可能であることから、学校の実情に応じて適切に実施する。</p> <p>3 (1) 令和2年3月23日付教健号外「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」でお知らせしたとおり、6月30日までに実施できない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。</p> <p>3 (2) (参考例) ・検査に必要な器具などの消毒については、学校医や学校薬剤師等の指導助言のもと、適切に行う。</p> | <p><u>った場合はこの限りではない。)</u></p> <p>1 (5) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、長期に渡った臨時休業による生活の変化等から心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在することが考えられる。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、心の健康問題に適切に対応できるよう、<u>学校医と連携した健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、組織的に対応するよう学校体制を整える。</u></p> <p>2 (2)① 学校における施設の消毒については、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を中心に、1日1回以上、<u>消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を利用した消毒を行う。新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた清掃活動をこれに代替することも可能であることから、学校の実情に応じて適切に実施する。(日常的な手洗いや清掃活動が適切に行われている場合は、省略をすることも可)</u></p> <p>3 (1) <u>令和3年3月3日付教健号外「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」</u>でお知らせしたとおり、6月30日までに<u>実施することを基本とするが、やむを得ない事由により期日までに実施できない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。</u></p> <p>3 (2) (参考例) ・検査に必要な器具などの消毒については、学校医や<u>学校歯科医、学校薬剤師等の指導助言のもと、適切に行う。</u></p> <p>4 (2)④ <u>マスクの着用については、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発</u></p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>4 (2)④ マスクの不足に対応するために、子どもの学び応援サイト等を参考にして、手作りマスクに取り組む等、学校の実情や児童生徒等の実態に応じて対応する。</p> <p>4 (4) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、長期に渡る臨時休業による生活の変化等から心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在することが考えられる。ストレスマネジメント等、心のケアに関する教育を必要に応じて、集団または個別に実施する。</p> | <p><u>生するリスクがあることを踏まえ、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などにより、臨機応変に対応し、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。児童生徒等が、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。</u></p> <p>削除</p> <p><u>4 (2)⑤ 布製マスクの衛生管理及び洗い方について、正しい知識のもとで衛生面に留意して適切に使用することを指導し、実践できるようにする。</u></p> <p>4 (4) <u>ストレスマネジメント等、心のケアに関する教育を、必要に応じて、集団または個別に実施するとともに、差別・偏見等の防止に向けた取組を強化し、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、十分な配慮と注意をする。</u></p> <p>6 予防接種に関すること</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめ等が起きることのないよう、ワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、その判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。</u></p> <p>(2) <u>児童生徒が医療機関において新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の出欠等の取扱いについては、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| | <p><u>し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」</u> <u>として記録することで欠席としない等の柔軟な取扱いをすることもできる。</u></p> <p><u>(3)</u></p> <p><u>副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、適切に判断する。</u></p> |
|--|--|

担 当 健康食育班
電話番号 054-221-3176

新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の実施等における
保健管理等の充実について（2021. 8. 6 一部改正）

1 健康観察の実施に関すること

(1) 登校前の健康観察について、家庭の協力を得て実施を徹底するよう指導するとともに、健康観察カード等を活用して、児童生徒及び同居家族の健康状態を確認する体制を整える。

① 健康観察の項目は、登校前の体温測定による発熱の有無、呼吸器症状や倦怠感の有無、その他体調不良の有無等について確認できるようにする。必要に応じて、嗅覚や味覚異常等の項目を追加して実施する。

② 登校前に体温や風邪症状の有無等の健康状態を確認できなかった児童生徒等に対して、教室に入る前に、検温や健康観察等が実施できるよう、各学校において保健室や職員室だけでなく空き教室等を活用し、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。

③ 同居の家族にも健康管理に取り組んでもらえるように協力を求める。

④ 登校前の健康観察の結果、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校しないことを徹底し、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」の措置を取り、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。

⑤ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、糖尿病、腎疾患、心疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患を有する児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をする。

(2) 教育活動中の健康観察を適宜実施し、登校後、児童生徒等に発熱や呼吸器症状、倦怠感等の体調の変化が生じた場合は、保護者に連絡をした上で、速やかに児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。その場合、「出席停止」とし、1(1)④と同様の対応を積極的に行う。

保護者の迎えを待つために学校にとどまる必要がある場合は、他者との接触を可能な限り避けられるよう、昇降口に近い部屋や他者との接触がなく出入り可能な別室等で待機させるなど、各学校の実情に応じた配慮をする。

(3) 以下のような症状がある場合は、すぐに「発熱等受診相談センター」やかかりつけ小児科医療機関等に電話等で相談するよう、家庭に周知する。

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

② 重症化しやすい糖尿病、腎疾患、心疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患を有する児童生徒等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。

③ 発熱や咳などの比較的軽い症状が4日以上続く場合。

※症状には、個人差があるので、強い症状と思う場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合は、すぐに相談する。

(4) 児童生徒等に感染が判明した場合や、感染の恐れがあるまたは濃厚接触者と特定されPCR検査等が必要となった場合には、学校に連絡をすることについて、あらかじめ保護者に協力を求めておく。保護者から連絡を受けた場合は、県教育委員会通知により報告する。

① 児童生徒等に感染したことが判明した場合は、校長は、学校保健安全法第19条に基づき、当該児童生徒等に対して治癒するまで「出席停止」とする。

② 児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の「出席停止」とする。(保健所等から自宅待機期間等の指示があった場合はこの限りではない。)

③ 学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否については、保健所の調査や学校医の助言などを踏まえて検討し判断する。

ア 学校は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力する。

イ 感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行うのではなく、学校内に広く感染が広がっている可能性が高いような場合に、必要な範囲での臨時休業を行う。

ウ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめる。その際には、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しなどを行い、可能な限り教育活動を継続する。

④ 学校内の消毒については、保健所及び学校薬剤師等と連携して、当該児童生徒等が活動した範囲を特定して適切に行う。

(5) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、長期に渡った臨時休業による生活の変化等から心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在することが考えられる。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、心の健康問題に適切に対応できるよう、学校医と連携した健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、組織的に対応できるよう学校体制を整える。

2 学校環境衛生管理に関すること

(1) 3つの条件(「密閉」「密集」「密接」)が同時に重なる場を可能な限り避けることができるよう教育活動の工夫を図るとともに、日常点検をとおして実施状況を確認する。

① 日常点検については、学校環境衛生管理マニュアルに示されている日常点検項目を参考にする。各学校の体制により消毒の実施を項目に追加するなど、全職員の連携のもと、学校環境衛生管理を実施する。

② 効果的に換気を行うために、常に上の欄間や教室の出入り口を開放するとともに、対角線上の2方向の1つ以上の窓を開けて換気することが望ましい。特に休み時間には、窓及びカーテンを広く開けて十分に換気を行う。ただし、各学校の立地条件や教室配置により条件が異なるため、具体的には学校薬剤師等

に相談をして効果的に実施する。

また、体育館や特別教室等も教室と同様に換気を行う。

③ 冷暖房設備を使用する場合は、十分な換気が重要であるため、換気扇等の換気装置の使用とあわせて、窓を開けて換気を行う。扇風機等を使用して気流を作ったり、二段階換気を活用したりする等、熱中症や室温低下による健康被害の防止対策とあわせて効果的な温度管理にも配慮する。また、温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察した上で判断し、衣服による調節を含め、適切な対策をとる。

(2) 学校は、通常の清掃活動の充実と徹底を図り、清潔な空間を保つことを心掛ける。健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底するなどの感染症対策を重視し、「衛生管理マニュアル」を参考にして、通常の清掃活動の中に消毒の効果を取り入れる。

① 学校における施設の消毒については、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を中心に、1日1回以上、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を利用した消毒を行う。新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた清掃活動をこれに代替することも可能であることから、学校の実情に応じて適切に実施する。（日常的な手洗いや清掃活動が適切に行われている場合は、省略をすることも可）

② 次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経済産業省において作成しているリーフレット等を活用し、取扱いには十分気を付けて行う。

③ 感染経路の一つに接触感染があることから、用具や物品の共用は可能な限り避けるようにするとともに、使用前後の手洗いを徹底するように指導をする。

3 児童生徒等の健康診断の実施に関すること

(1) 令和3年3月3日付教健号外「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」でお知らせしたとおり、6月30日までに実施することを基本とするが、やむを得ない事由により期日までに実施できない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。

① 実施を延期する場合は、保健調査票等を活用して児童生徒等の健康状態を把握するとともに、日常的な健康観察等による健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援する。

② 健康診断の延期について保護者に周知し理解を得るとともに、主体的に必要な受診をする等、健康管理に努めるよう依頼する。

③ 健康診断に係る各調査統計、報告等について、提出期日までに実施ができない場合には、その旨を事前に提出先担当者に連絡をして対応の確認をする。

- (2) 児童生徒等定期健康診断を実施するにあたっては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないよう、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と相談をして、可能な限りの感染症対策を講じる。

（参考例）

- ・広い会場を使用する、換気を適切に行う（冷暖房使用時の換気も含む）など、健康診断会場について配慮をする。プライバシー保護の観点から、カーテンを閉めて実施する場合、換気の時間を設定するなど、健康診断項目や会場の条件に応じて対応するとともに、学校医等と相談のうえ、当日の計画を立てて実施する。
- ・健康診断会場への入退室を一方通行にする、入室を少人数に制限する、待機の場所や方法の工夫をして待機時間が長くないようにするなどの配慮をする。
- ・マスクの着用や健康診断前後の手洗いの励行など、個人で行う基本的な感染症対策の指導を行う。また、会話や発声をできる限り控えるよう、学校医等との共通理解を図り、児童生徒等に対して受診上の注意事項について事前指導を行う。
- ・検査に必要な器具などの消毒については、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等の指導助言のもと、適切に行う。

4 保健教育に関すること

- (1) 感染症予防に関する指導や心身の健康に関する指導について、児童生徒等の学校生活の安心と安全の維持を図るため、教科等横断的な視点でカリキュラム・マネジメントを行い、教育委活動全体で取り組むよう体制を整える。
- (2) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策について指導を徹底するとともに、睡眠、栄養、運動等の基本的な生活習慣の確立により免疫力を高める指導等、発達段階に応じた健康生活に関する指導を計画的に行う。学年が上がるに従って生活圏が広がり、学校内でも、教員の直接的な監督下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、学校内外における感染症対策について、児童生徒等自ら留意するよう継続的に指導する。
- ① 新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～（令和2年4月文部科学省）等を活用し、児童生徒等が健康で安全な生活が送れるよう、全職員による日常の指導の充実を図る。
 - ② 正しい手洗いの実施は感染症予防の基本であるため、正しい手洗いの方法とこまめな手洗いの実施に加え、手洗いの効果を下げないために、個人持ちのハンカチやタオルの持参と使用についてもあわせて指導する。
 - ③ 身体的距離が十分にとれない時はマスクを着用することの必要性を指導するとともに、正しいマスクの着用方法や廃棄するときの注意事項など、マスクの

取扱いについても指導する。フェイスシールドやマウスシールドの感染症対策への効果を正しく理解し、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合は、身体的距離を十分にとることを指導する。

④ マスクの着用については、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあることを踏まえ、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などにより、臨機応変に対応し、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。児童生徒等が、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

⑤ 布製マスクの衛生管理及び洗い方について、正しい知識のもとで衛生面に留意して適切に使用することを指導し、実践できるようにする。

(3) 各教科、特別活動等におけるカリキュラム・マネジメントを意識して、効果的に保健教育を推進する。「改訂版『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」とあわせて、追補版「感染症予防について～新型コロナウイルス感染症～」が各中学校に配布されている。必要に応じてダウンロードして参考にすることもできることを補足する。

① 新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を指導し、感染経路や予防方法、感染拡大を防ぐための行動について、正しく理解できるようにする。

② 正しい情報を選択できるよう、情報教育等と関連付けた指導も考えられる。

(4) ストレスマネジメント等、心のケアに関する教育を、必要に応じて、集団または個別に実施するとともに、差別・偏見等の防止に向けた取組を強化し、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、十分な配慮と注意をする。

① セルフケアを中心としたストレスマネジメントの手法を紹介するなど、発達段階に応じて指導する。

② 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をもとに、感染者や濃厚接触者等への偏見や差別につながるようなことがないよう、可能な限り早い段階かつ継続的に、児童生徒等に対して、発達段階に応じた指導を行うことに努める。また、保護者に対しても同様に、理解と協力が得られるよう周知を図ることとする。

5 組織活動に関すること

(1) 万全な感染症対策を講じて学校を継続するにあたり、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等と連携して保健管理体制の整備に努める。

(2) 学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となる。開催時期や内容、方法の工夫等について検討し、学校や地域の実情に応じた形態や内容により柔軟に取り組むことに努める。

6 予防接種に関すること

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめ等が起きることのないよう、ワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、その判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。
- (2) 児童生徒が医療機関において新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の出欠等の取扱いについては、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としない等の柔軟な取扱いをすることもできる。
- (3) 副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、適切に判断する。

【参考資料】

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver. 6）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
（令和3年8月5日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20210806-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
（令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20210712-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について
（令和3年6月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20210622-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理想と実践
[平成30年度改訂版] 平成31年3月 文部科学省
- 学校において予防すべき感染症の解説＜平成30(2018)年3月発行＞
平成30年3月30日 日本学校保健会
- 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」
厚生労働省啓発資料
<https://www.whlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>
- 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 日本学校保健会
- 新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～
令和2年4月 文部科学省
- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き
令和2年3月 文部科学省
追補版「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」
令和2年3月 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1354075.htm
- 支援者のための災害後のこころのケアハンドブック
2011年7月 静岡大学
- 子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－
平成22年7月 文部科学省